善通寺市道路占用許可事務取扱要領

（趣旨）

第１条　道路法（昭和２７年法律第１８０号。以下「法」という。）第３２条に規定する道路の占用の許可に関する事務の処理については、別に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（工事実施の方法）

第２条　占用者は、工事の実施に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　道路構造の保全及び道路の交通に支障を及ぼさないよう、常に占用物件の維持管理を良好に行うこと。

⑵　工事に着手しようとするときは、善通寺市長に工事着手届を提出すること。

⑶　工事が完了したときは、直ちに工事完了届に施行状況を撮影した写真を添えて提出すること。

⑷　通行人の危害防止のため、危険箇所には昼間においてはバリケード、縄張り、看視人を置く等の方法を講じ、夜間にあっては赤色警戒灯を設置する等の方法を講ずること。

⑸　通行規制の内容を明確にし、交通整理員を適正に配置し、通行の安全及び円滑な運行を図ること。

⑹　道路には、工事用の材料、資材、物品等を置いてはならない。ただし、現場の事情により、やむを得ず路面を使用する場合は、指示を受けて路側を整理し、通行に支障を及ぼさないよう措置を講ずること。

⑺　工事が完了したときは、残土、残材料等を取り除き、路面を清掃すること。

⑻　通行を禁止し、又は制限する必要が生じたときは、事前に道路管理者及び所轄警察署長に申請し、必要な措置を講ずること。

⑼　前号の規定により、通行を禁止し、又は制限したときは、直ちにその旨を所轄の消防署へ報告すること。

⑽　工事により、ごみ収集車の運行に影響を及ぼす場合は、その旨を運営管理者に連絡すること。

（掘削工事の方法）

第３条　占用者は、道路の掘削工事に当たっては、次に掲げる施工方法によらなければな

らない。

⑴　道路の掘削箇所は、特別な理由により許可を受けた場合を除き、工事の当日中に埋め戻すこと。ただし、工事の当日中に埋戻しできない場合又は道路を横断して掘削する場合は、指示を受けて、覆工板工事を行う等通行に支障を及ぼさないよう措置を講ずること。

⑵　道路を横断して掘削する場合及び他の道路を横断して掘削する場合は、原則として、掘削箇所を区切ることにより、先に掘削した箇所に通行を妨げない措置を講じた後、新たな掘削を行うこと。

⑶　家屋等に接近して道路を掘削する場合は、当該家屋の住民、車輌等の出入りに支障を及ぼさないよう措置を講ずること。

⑷　地下占用物件（電線、上下水道管、ガス管等をいう。）が埋設されていると認められる場所又はその附近を掘削しようとするときは、試掘等により当該占用物件を確認した後、工事を実施しなければならない。また、ガス管が埋設されている附近においては、火気を使用しないこと。

（占用者の損害賠償）

第４条　道路の占用及び工事の施行により道路管理者又は第三者に損害を与えた場合は、占用者において損害を賠償し、又は紛議を解決しなければならない。

（復旧工事）

第５条　占用者は、道路の復旧工事に当たっては、次に掲げる施工方法によらなければならない。

⑴　掘削跡は速やかに埋め戻し、埋土の締固めは、下層から順次２０センチメートルごとに行い在来の路面を高低なく仕上げること。

⑵　埋戻しを完了した路面及び道路の付属構造物は、原形に復旧すること。この場合において、復旧に要する費用は占用者が負担すること。

⑶　仮復旧を完了した路面の本復旧工事は、原則として仮復旧完了後３月以上の期間を経過した後に施行すること。ただし、著しく交通量の少ない場合又は掘削影響範囲を含め、掘削前と同等以上の締固めが可能な場合は仮復旧を省略できるものとする。

⑷　復旧工事に係る復旧範囲は、次に掲げる範囲を基準とすること。

ア　道路中心線方向については、掘削部分に影響部分を加えたものとする。

イ　道路中心線に対する直角方向については、掘削部分に影響部分を加えた範囲を含む車線ごとに行うものとする。ただし、中心線方向の掘削延長が、復旧対象となる車線幅員より短い場合は、この限りでない。

ウ　イにおいて、道路幅員が５．５メートルを超え車道中央線がない場合は、道路中心線を車道中央線とみなす。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。